

公益社団法人水戸市シルバー人材センター就業適正化措置要領

(目的)

第1条 この要領は、会員の就業上の不適格な行為を防止・是正・措置することによって就業の適正化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 就業上不適格な会員（以下「不適正会員」という。）とは、次の各号のいずれかに該当する者で社会人・職業人としてのモラルやマナー等に欠けるもの、あるいは発注者との契約や水戸市シルバー人材センター会員の就業規約等に反する行為を行うものをいう。

- (1) 就業時間、仕事の仕方等、就業上のルール等を守らないもの
 - ア 遅刻、無断の休み等
 - イ 会員の就業規約、仕事上のルール等を守らないもの
 - ウ 安全に対する心得のないもの
 - エ グループ就業の約束事を守らないもの
- (2) 健康上や就業状態から責任を果たしていないと判断されるもの
 - ア 健康上、就業に支障があると認められるもの
 - イ 怠慢等、就業意欲のないもの
 - ウ 事故等が頻繁にあり、適性がないと認められるもの
- (3) 発注者から苦情があるもの、就業中止の申し入れがあるもの
 - ア 就業状態等により発注者から苦情のあるもの
 - イ 就業状態等により発注者から就業中止を求められたもの
- (4) 就業先の秩序を乱すもの
 - ア 就業先でトラブルメーカーとなっているもの
 - イ ほかの会員を誹謗中傷するもの
 - ウ 特定の人との間でトラブルが絶えないもの
- (5) 市民や利用者への迷惑行為を行うもの
 - ア 接遇が悪いもの
 - イ 暴言、嫌がらせ等行うもの
- (6) その他
 - ア 怠慢、不注意等により重大な事故、損害を生じさせたもの
 - イ 不正な行為をはたらくもの
 - ウ その他就業不適格と認められるもの

(責務)

第3条 会員は、会員就業規約に基づき常に適正な就業に努めなければならない。

2 事務局は、会員の不適格な就業が生じないように、日常的に注意を喚起するものとする。

(不適正会員に対する措置)

第4条 不適正会員に対しては、その軽重に応じ次に掲げる措置を講じる。

- (1) 指導 口頭により適正就業することを求めること。
- (2) 訓戒 口頭により嚴重に注意し、戒めること。
- (3) 就業停止 一定期間を定めて就業停止措置を講じることを通告すること。
- (4) 就業中止 現在の就業を中止する措置を講じることを通告すること。
- (5) 退会勧告 文書により退会を勧告すること。

(会員及び発注者等からの是正措置要求等)

第5条 会員及び発注者等からの苦情又は是正措置等の要求があった場合、事務局長は、当該事案について、安全・適正就業委員会に報告し調査させることができる。

- 2 前条に掲げる措置は、安全・適正就業委員会の調査及び審議を経て決定し、理事長に報告するものとする。
- 3 前条に規定する苦情又は是正措置等を要求した会員及び発注者並びに情報提供者の氏名は公表しない。
- 4 措置の対象となっている会員は、安全・適正就業委員会において趣旨説明あるいは弁明等することができる。

(個人情報の保護)

第6条 措置にあたっては、当該会員の個人情報の保護に万全を尽くさなければならない。

第7条 この要領に定めがない事項については、理事長が別に定める。

付 則

この要領は、平成27年12月21日から施行し、平成28年1月1日から適用する。